基礎控除額の改正

令和３年度以降の基礎控除額が，10万円増額されます。

また，合計所得金額2,400万円超の場合は３段階で逓減し，2,500万円を超える場合は，基礎控除適用外とされます。

詳細は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 合計所得金額 | 基礎控除額 |
| 改正前 | 改正後 |
| 2,400万円以下 | 33万円（所得制限なし） | 43万円 |
| 2,400万円超2,450万円以下 | 29万円 |
| 2,450万円超2,500万円以下 | 15万円 |
| 2,500万円超 | 適用外 |

給与所得控除額の改正

 令和３年度以降の給与所得控除額が一律10万円引き下げらます。

 また，給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入額が850万，その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられます。

 詳細は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 給与等の収入金額 | 給与所得控除額 |
| 改正前 | 改正後 |
| 162万5,000円以下 | 65万円 | 55万円 |
| 162万5,000円超180万円以下 | Ａ×40% | Ａ×40％－10万円 |
| 180万円超　360万円以下 | Ａ×30％＋18万円 | Ａ×30％＋８万円 |
| 360万円超　660万円以下 | Ａ×20％＋54万円 | Ａ×20％＋44万円 |
| 660万円超　850万円以下 | Ａ×10％＋120万円 | Ａ×10％＋110万円 |
| 850万円超　1,000万円以下 | 195万円 |
| 1,000万円超 | 220万円 |

※Ａ・・・収入金額

※この改正により，家内労働の特例（租税特別措置法第27条）に適用可能な給与所得控除額も，65万円から55万円へ変更となります。

　公的年金等控除額の改正

 令和３年度以降の公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。

 また，公的年金等の収入額が1,000万円を超える場合の控除額については，195万５千円の上限が設けられます。

 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下である場合の控除額を，見直し後の控除額から一律10万円，公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額を，見直し後の控除額から一律20万円，それぞれ引き下げられます。

 詳細は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　年齢区分 | 公的年金等控除額 |
| 公的年金等の収入金額 | 改正前 | 改正後 |
| 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 |
| 1,000万円以下 | 1,000万円超2,000万円以下 | 2,000万円超 |
| 　　　　65歳以上 | 330万円未満 | 120万円 | 110万円 | 100万円 | 90万円 |
| 330万円以上410万円未満 | Ａ×25%＋37.5万円 | Ａ×25％＋27.5万円 | Ａ×25%＋17.5万円 | Ａ×25%＋7.5万円 |
| 410万円以上770万円未満 | Ａ×15％＋78.5万円 | Ａ×15％＋68.5万円 | Ａ×15％＋58.5万円 | Ａ×15％＋48.5万円 |
| 770万円以上1,000万円未満 | Ａ×５%＋155.5万円 | Ａ×５%＋145.5万円 | Ａ×５%＋135.5万円 | Ａ×５%＋125.5万円 |
| 1,000万円以上 | 195.5万円 | 185.5万円 | 175.5万円 |
| 　　　　64歳以下 | 130万円未満 | 70万円 | 60万円 | 50万円 | 40万円 |
| 130万円以上410万円未満 | Ａ×25%＋37.5万円 | Ａ×25%＋27.5万円 | Ａ×25%＋17.5万円 | Ａ×25%＋7.5万円 |
| 410万円以上770万円未満 | Ａ×15％＋78.5万円 | Ａ×15％＋68.5万円 | Ａ×15％＋58.5万円 | Ａ×15％＋48.5万円 |
| 770万円以上1,000万円未満 | Ａ×５%＋155.5万円 | Ａ×５%＋145.5万円 | Ａ×５%＋135.5万円 | Ａ×５%＋125.5万円 |
| 1,000万円 | 195.5万円 | 185.5万円 | 175.5万円 |

※Ａ・・・収入金額